

## 花巻中央地区コミュニティ会議規約

### (名称)

第1条 本会は、花巻中央地区コミュニティ会議と称し、事務所を花巻中央振興センター内に置く。

### (目的)

第2条 本会は、地域の身近な課題を解決し、健康で明るい豊かなまちづくりのため、住民による自主的な地域づくり活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活環境、自然環境の向上及びごみの減量推進に関する事業
- (2) 地域福祉、子育て支援、保健活動に関する事業
- (3) 青少年の健全育成、生涯学習に関する事業
- (4) まちづくり、地域の活性化、道路・河川整備に関する事業
- (5) 防災、防犯に関する事業
- (6) 花巻中央振興センターの管理受託
- (7) その他目的達成のための事業

### (構成)

第4条 本会は、花巻中央地区の各行政区で構成する。

2 構成地区は、大通り一丁目、大通り二丁目、末広町、桜木町、南川原町、鍛冶町、双葉町、上町、豊沢町、東町、大町、仲町、御田屋町、里川口町、城内、花城町一区、花城町二区、吹張町の18地区とする。

### (総会)

第5条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは隨時に開催することが出来るものとする。

- 2 総会は、各行政区から選出された代議員をもって構成する。
- 3 総会の議長は、その都度代議員の中から選出する。
- 4 総会は構成員の半数以上の出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 5 総会には次の案件を付議する。
  - (1) 事業計画及び予算の決定
  - (2) 事業報告及び決算の承認
  - (3) 役員の選任
  - (4) 規約の改正
  - (5) その他本会に関する重要な事項

### (代議員の選出)

第6条 代議員の選出は、各行政区2人とする。

### (代議員の任期)

第7条 代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 棄欠によって就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名

(役員の選任)

第9条 役員は、総会において選任する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、会長、副会長、事務局長及び監事については、連続して4期の再任は認めない。

2 役員は、その任期満了後も後任の役員が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の職務)

第11条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときまたは欠けたときはこれを代理する。
- (3) 理事は、会務の運営にあたる。
- (4) 事務局長は、本会の会計、庶務を担当する。
- (5) 監事は、本会の会計及び会務執行を監査し、総会にこれを報告する。

(顧問及び参与)

第12条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が役員会に諮って委嘱する。

3 顧問は、重要な会務につき会長の諮問に応じる。

4 参与は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員会)

第13条 役員会は、役員、専門部会長及び副部会長で構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 役員会は、総会の総意にもとづき本会の運営にあたる。

(専門部会)

第14条 本会の運営を円滑に行うため次の専門部会を置く。

- (1) 生活環境部会
- (2) 保健福祉部会
- (3) 教育振興部会
- (4) 産業建設部会
- (5) 防災防犯部会

2 各専門部会は、行政区から推薦された部員をもって構成し、任期は2年とする。

3 各専門部会の部会長及び副部会長は、部員の互選による。

(会計)

第15条 本会の経費は、市の交付金、その他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第16条 この規約に定めるものほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年6月18日から施行する。

(設立当初の役員の任期)

- 2 本会の設立当初の代議員、役員及び専門部会部員の任期は、それぞれ第7条第1項、第10条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規約による改正後の花巻中央地区コミュニティ会議規約第3条の規定による花巻中央振興センターの管理受託に関し必要な行為は、この規約の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成26年2月4日から施行する。